

# 農林土木委託業務特記仕様書

## (共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## (共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

## (共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## (成績評定の選択制(試行))

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務における成績評定の選択制の取扱い（試行）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

## (ウィークリースタンス)

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## (Web会議)

- 第6条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

#### **(履行報告)**

- 第7条** 受注者は、履行状況を徳島県ホームページに掲載する様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。なお、提出については、紙または電子メールにより行うこととし、電子メールを活用する場合は、次のとおりとする。
- 2 受注者は、様式18-1と電子メール様式18-2に必要事項を記入した後、電子メールに添付し監督員へ送信する。監督員は記載内容を確認し、電子メール様式18-2に確認年月日と発注者確認欄に氏名を入力した上で、受注者へPDF形式のファイルに変換し返信する。なお、受注者は電子メールで提出した様式を、再度紙媒体で提出する必要はない。

#### **(本業務の特記仕様事項)**

- 第8条** 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

# ため池劣化状況評価業務特記仕様事項

## (目的)

**第1条** 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第4条（防災重点農業用ため池の指定等）の規定に基づき指定した防災重点農業用ため池について、劣化による農業用ため池の決壊を防止するために施工する防災工事の必要性を判断するための評価として、机上調査及び現地調査並びに結果のとりまとめを行うものである。

## (業務対象範囲)

**第2条** 業務対象は、東部農林水産局（吉野川）管内の防災重点農業用ため池とし、位置図のとおりとする。

## (準拠図書)

**第3条** 本業務は、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き 農林水産省農村振興局整備部防災課 令和3年3月」に従い実施するものとする。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された図書は改訂された最新のものとする。なお、業務途中で改訂された場合は、この限りでない。

## (貸与する図書等)

**第4条** 県は、以下の図書を受注者に貸与する。

1. ため池一斉点検業務
  2. その他、必要と思われる資料
- 2 受注者は、貸与資料を適切な管理のもと保管し、本業務の終了後または監督員からの返却の指示があった場合には速やかに資料を返却しなければならない。

## (作業項目)

**第5条** 本業務の作業項目及び作業内容は、別紙1（R3吉耕 震災対策 徳島2-1 ため池劣化状況評価1業務作業項目表）によるものとする。

## (管理技術者)

**第6条** 本業務で定める管理技術者に要する資格は次のとおりである。

- ①技術士又はこれと同等の能力を有する技術者
- ②認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定第3条第1項口に該当すると認定された者）
- ③RCCM

なお、技術士と同等の能力を有する技術者とは次の資格を含むものとする。

- ・APECエンジニア認定者
- ・農業土木技術管理士

## (打合せ協議)

**第7条** 本業務を円滑に実施するために、打合せ協議を業務着手時、中間時、完了時に行う。

## (疑義)

**第8条** 手引き等に具体的な手法や判断方法が記載されていない事項については、問題点として抽出のうえ、監督員と協議するものとする。

**(身分証明証の携帯)**

**第9条** 現地調査の実施には、県が交付する身分証明証を携帯しなければならない。

2 身分証明証は、土地所有者等から請求があったときは、これを提示するものとする。

3 受注者は、業務が完了した場合など身分証明証が不要となったときは、遅滞なく県に返却しなければならない。

(別紙1) R3吉耕 震災対策 徳島21 ため池劣化状況評価1業務 作業項目表

作業項目	作業内容	作業数量
1 作業準備	特別仕様書、貸与資料等を把握し、業務を実施するにあたっての作業方針、スケジュール等の検討を行い、業務計画書を作成する。	1式
2-1 堤体変状調査(断面変形率)	<p>【代表断面の決定(現況堤体断面計測位置の決定)】 目視により堤頂幅が最も薄くなっている等、堤体の変形が最も顕著と想定される断面を代表断面とする。</p> <p>【断面の計測】 代表断面において、堤頂幅、基礎地盤高の計測及び法面勾配変状箇所を確認する。併せて堤体断面図の作成等を行う。</p> <p>【断面変形率の算定】 台帳等の記録から設定した築堤当初の断面と、計測した現況断面から、断面変形率を算定する。 断面変形率=(当初堤体断面積-現況堤体断面積)÷当初堤体断面積×100(%)</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 断面計測記録、断面変形率をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表1:堤体の変形に関する変状(①断面変形率)」を作成する。</p>	26箇所
2-2 堤体変状調査(断面変形率以外)	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表2:堤体の変形に関する変状(②断面変形率以外)」の変状等の把握(チェックリスト)を行う。変状等の状況は、「変状部写真(例)」を参考に把握する。併せて堤体変状平面図を作成する。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状等の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表2:堤体の変形に関する変状(②断面変形率以外)」を作成する。</p>	26箇所
3 堤体等漏水調査	<p>【管理者からの聞き取り】 日常管理を行っている管理者から、漏水又は漏水と考えられる状況について聞き取りを行う。</p> <p>【漏水の把握】 別紙「劣化状況評価個表3:堤体等からの漏水」の局所的な漏水の把握及び全体的な漏水の把握(チェックリスト)を行う。漏水が確認された場合は流量計測を行う。 なお、計測方法は発注者の承諾を得たうえで行うものとする。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 漏水を把握した結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表3:堤体等からの漏水」を作成する。</p>	26箇所
4-1 洪水吐き変状調査(コンクリート構造の場合)	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表4-1:洪水吐き(コンクリート構造)の変状」の管理状況の把握及び施設状態評価を行う。施設状態評価は「施設状態評価表(洪水吐き・コンクリート構造)」の評価項目について確認する。 なお、管理状況を把握した際、洪水吐き内に支障物を確認した場合は、直ちに発注者へ報告する。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表4-1:洪水吐きの変状」を作成する。</p>	26箇所

作業項目	作業内容	作業数量
5 取水放流設備 変状調査	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表5：取水放流施設の変状」の施設状態評価及び変状の把握を行う。 取水放流施設の材質が、鉄筋コンクリート、金属、合成樹脂等の場合は、「施設状態評価表（斜樋）（取水トンネル）（底樋）（放流設備）」の評価項目について確認するものとするが、対象は当該ため池に設置済の施設とする。 取水放流施設の材質が、木造、石造等の場合は、変状等の把握を行う。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表5：取水放流施設の変状」を作成する。</p>	26箇所
6 貯水池斜面及び地山法面の変状調査	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表6：貯水池の斜面及び法面の変状」の変状の把握等を行う。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表6：貯水池の斜面及び法面の変状」を作成する。</p>	26箇所
7-1 ゲート等機械設備の変状調査（健全度指標に基づき評価する場合）	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表7：ゲート等機械設備の変状」の変状の把握（定量的評価による場合）を行う。 変状の把握については、「詳細機能診断調査・健全度評価表（ゲート等機械設備）」の評価項目について確認する。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表7：ゲート等機械設備の変状」を作成する。</p>	26箇所
7-2 ゲート等機械設備の変状調査（管理実態等に基づき評価する場合）	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表7：ゲート等機械設備の変状」の変状の把握（管理実態等による場合）を行う。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表7：ゲート等機械設備の変状」を作成する。</p>	0箇所
8 劣化状況評価総括表作成	評価した劣化状況について「劣化状況評価総括表」を作成する。	26箇所
9 点検とりまとめ	成果資料の点検とりまとめを行い、報告書を作成する。	1式

注）表中の記載内容については、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き 農林水産省農村振興局整備部防災課令和3年3月」に準拠している。